

問1

必要な情報へのアクセスやコミュニケーション手段の保障は、大変重要です。法制化を目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を所管する内閣府で検討すべきものと考えます。

その際、聴覚障害をお持ちの方々にご参画頂くべきものと考えます。

問2

手話は、聴覚障害をお持ちの方の暮らしに不可欠です。私どもも、意思疎通のために、平穡からお世話になっております。災害や危機の場面も想定しますと、コミュニケーションの手段として、すべての人が、最低限必要な事項を手話でお伝えできる社会でなければならぬと考えます。手話を学び、使う社会にすべく、法制化含め、方策を検討します。

問3

身体障害者の方々の程度等級表がどのような考え方のもとに作成されたのかをよく確認のうえ、世界の言わば標準とも言うべき基準にならう努力をしなければならないと考えます。

先に問4

問2でお答えしましたように、手話を学び、使う場面が広がっていくに連れて、手話を担って頂く皆様の雇用条件が安定し、またお仕事に専念できるようになることが大変重要であると考えます。

問5

手話を学び、使う場面は広がっていくと考えますし、手話を担う方々を十分に確保しなければならないと思います。このため、他の資格と同様、国の資格として認めて頂くことは、重要な方策だと思います。

問6

ご指摘のとおり、手話通訳や速記方式でのプロジェクター画面表示など、適切な方法をとることを明記すべきだと考えます。

自由民主党

宮澤博行

静岡県第3選挙区